

議案第70号

北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第2項の規定により、北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

加西市長 西村 和平

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和 41 年兵庫県指令地第 5017 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「各市町」を「各市」に、「関係市町」を「関係市」に、「加東市 多可町」を「加東市」に改める。

第 5 条第 1 項中「10 人」を「8 人」に、「関係市町」を「関係市」に改め、同条第 2 項中「市町」を「市」に改める。

第 6 条中「関係市町」を「関係市」に改める。

第 7 条第 1 項中「4 人」を「3 人」に改め、同条第 2 項中「関係市町」を「関係市」に改め、同条第 3 項中「市町」を「市」に改める。

第 8 条、第 10 条及び第 11 条中「関係市町」を「関係市」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成 31 年 3 月 31 日付けで多可町が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を脱退することに伴い、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を変更することにつき、議会の議決を求めるもの。